

「神話のふるさと県民大学」開催業務委託企画提案競技実施要領

令和 8 年 4 月 24 日
みやざき文化振興課

1 業務の目的

記紀編さん 1300 年記念事業によって、掘り起こし、磨き上げてきた本県ならではの神話、地域の伝承や神楽などの文化資源について、県民が親しむ機会を積極的に創出するとともに、次世代へと語り継ぐ基盤を作っていくため、県民向けのリレー講座や神楽学フォーラム、小中高生や教員向けの出前授業などで構成する「神話のふるさと県民大学」を開催するものである。

- 2 業務の名称 「神話のふるさと県民大学」開催業務
- 3 業務の内容 別添（「神話のふるさと県民大学」開催業務委託仕様書）のとおり
- 4 委託期間 委託契約締結日から令和 9 年 3 月 1 2 日（金）まで
- 5 委託料の上限額 2, 7 7 6, 7 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- 6 委託料の支払 委託業務完了後の精算払とする
- 7 委託契約書 別添（業務委託契約書）のとおり
- 8 委託先の選定 企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

9 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

【参加資格の要件】

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年宮崎県条例第 18 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (4) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「広告代理」かつ「催事企画展示」の者、又はこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- (7) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと。
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。

10 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知

11 スケジュール

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 事前説明会参加申込締切 | 令和8年5月7日(木) |
| (2) 事前説明会 | 令和8年5月8日(金) |
| (3) 質問受付締切 | 令和8年5月11日(月) |
| (4) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年5月13日(水) |
| (5) 企画書等提出期限 | 令和8年5月19日(火) |
| (6) 結果通知 | 令和8年5月26日(火)頃 |
| (7) 委託契約締結予定日 | 令和8年5月29日(金)頃 |

12 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日時： 令和8年5月8日(金) 午前11時から

場所： 宮崎県庁1号館4階 みやざき文化振興課会議室

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(別紙1)を令和8年5月7日(木)午後1時までに提出すること。ファックスの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

(2) 質問受付

企画提案競技に関する質問は、質問書(別紙2)によりファックス又は電子メールで令和8年5月11日(月)午後5時まで受け付ける。ファックスの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

なお、質問への回答は、軽微なものを除き、一括して取りまとめの上、企画提案競技参加者に書面(電子メール)にて連絡する。

(3) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙3)をファックス又は電子メールで令和8年5月13日(水)午後5時までに提出すること。ファックスの場合は、送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

(4) 「企画提案書」の提出

① 提案は各社1案とする。

② 提出物

ア 企画提案書(様式任意 サイズはA4又はA3) 【原本1部、コピー5部】

- ・企画提案書には、業務実施方針、業務フロー図、工程計画、委託業務実施体制、類似業務受注実績を明記すること。
- ・提案者を判読できるような記載や用紙は使用せず、原本のみ企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。

イ 会社概要(既存のもの) 【1部】

ウ 見積書(様式任意) 【原本1部、コピー5部】

- ・宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。)

エ 企画提案競技の参加に関する誓約事項(別紙4)

※ コピーは、提案者を判読できる記載やロゴ等は隠してコピーすること。

※ 提出物は、ルール式クリアフォルダーなどを使用せず、ダブルクリップやホッチキス止めの簡易なものとする。

③ 提出期限・提出先・提出方法

- ア 提出期限 令和8年5月19日(火)午後5時まで(必着)
イ 提出先 みやざき文化振興課文化振興担当
ウ 提出方法 持参又は送付

13 審査方法・基準

(1) 審査方法

企画提案競技方式とし、提出された企画提案書について審査を行い、最も優れた提案を選定する。なお、提案者が1者の場合、提案者の得点が満点の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。

(2) 審査基準

- ① 業務実施方針が本事業の趣旨を理解した内容であるか
② 企画提案内容が記紀への関心を高める魅力的な提案であるか
③ 効果的な広報の展開ができる提案であるか
④ 当該業務を遂行できる業務受託体制であるか
⑤ 提案内容に応じた妥当な見積積算であるか
⑥ オンライン配信に関する業務の受託実績があるか

14 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず文書で通知する。

15 著作権

当該業務委託により作成した印刷物等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

16 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。
(2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。

17 書類提出及び問い合わせ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号(宮崎県庁1号館4階)
担 当	宮崎県総合政策部みやざき文化振興課 文化振興担当
電 話	0985-26-7099
ファックス	0985-32-0111
電子メール	miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

(別紙1)

送付先：宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

F A X : 0 9 8 5 - 3 2 - 0 1 1 1

E-mail: miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

「神話のふるさと県民大学」開催業務委託
企画提案競技 事前説明会参加申込書

会社及び団体等名称	
代表者職・氏名	
担当者職・氏名	(参加人数 名)
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

※ ご質問等ありましたら、ご記入ください。事前説明会で回答します。

※ 事前説明会 令和8年5月8日(金)午前11時から(1時間程度)

宮崎県庁1号館4階みやざき文化振興課会議室

※ 受付期限 令和8年5月7日(木)午後1時まで

※ 確認のため、電子メール又はファックス送信後に必ず電話連絡をお願いします。

(別紙 2)

送付先：宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

F A X : 0 9 8 5 - 3 2 - 0 1 1 1

E-mail: miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

「神話のふるさと県民大学」開催業務委託
企画提案競技 質問書

会社名 (担当者名)	

※ 受付期限 令和8年5月11日(月)午後5時まで

(別紙3)

送付先：宮崎県総合政策部みやざき文化振興課

FAX：0985-32-0111

E-mail：miyazaki-bunkashinko@pref.miyazaki.lg.jp

「神話のふるさと県民大学」開催業務委託
企画提案競技 参加申込書

会社名		
代表者職氏名		
担当者	部署名	
	役職名	
	氏名	
	電話	
	メール	

※提出期限 令和8年5月13日(水)午後5時まで

(別紙 4)

企画提案競技の参加に関する誓約事項

このたびの企画提案競技の参加に当たり、次の事項に該当することを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成 23 年宮崎県条例第 18 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (4) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (5) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「広告代理」かつ「催事企画展示」の者、又はこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- (7) 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないこと。
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

住 所

氏 名